

7月は 同和問題啓発強調月間^{です}

同和問題を正しく理解し、 一人一人の人権が 尊重される社会の 実現を目指しましょう

● 同和問題って何

日本の歴史の中で形づくられた身分制度により、一部の人は長い間、住む場所、職業、結婚、交際、服装など、生活のあらゆる面で厳しい制限を受け、差別されてきました。

同和問題は、「同和地区」「被差別部落」などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいるというだけで、日常のさまざまな場面で差別を受ける問題を言います。

この問題を解決するため、国は特別措置法(昭和44(1969)年、平成14(2002)年3月)を定め、さまざまな取り組みを進めてきました。これらにより、同和問題に関する人々の差別意識は、着実に解消に向けて進んでいます。現在でも、結婚を妨げられたり、就職で不利な扱いを受けるなどの差別が起きています。

● 同和問題(部落差別)に関するさまざまな人権問題が今もなお起きています

【事例1】結婚・就職などの差別
同和地区出身であることなど

を理由に結婚を反対されたり、就職などで不利な扱いを受けたりするなどの事案が発生しています。

【事例2】差別落書きなど

同和問題に関する差別的な落書きがされたり、ビラがまかれたりするといった事案が発生しています。

特に近年はインターネット上で、不当な差別的取り扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。インターネット上の情報は、一度拡散してしまうと完全に削除することが難しいため、問題になっています。

【事例3】差別につながる身元調査など

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査したりするなどの事案が発生しています。こうした調査は、不当な差別的取り扱いにもつながりかねないものです。

【事例4】えせ同和行為

「えせ同和行為」は、同和問題を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額な

芦屋町人権・同和教育研究協議会
▷問い合わせ 社会教育係
(☎223・3546)

性の多様性のことを 考えてみませんか



LGBTとは、L（レズビアン）＝同性を好きになる女性、G（ゲイ）＝同性を好きになる男性、B（バイセクシュアル）＝異性を好きになることもあれば同性を好きになることもある人、T（トランスジェンダー）＝出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人の頭文字をまとめたもので、性的少数者の総称のひとつとして使われています。LGBT以外にもアセクシュアル（他者に性愛感情を抱かない人）やクエスチョニング（自分の性的指向や性自認が決められない、またはあえて決めない人）など、さまざまな人がいます。

性的指向や性自認は、個人の趣味や一過性のものでなく、本人の意思で変えられるものではありません。しかし、男性が男性を好きになることや、女性が女性を好きになることで嫌がらせやいじめを受けたり、からだの性とところの性が一致しない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされたりするなど、社会生活の中で、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別があります。そのため、当事者であることを言わない人・言えない人、子どもの頃から戸惑いを抱え、当事者と悟られないよう本当の自分を隠し続けている人は、今もなおたくさんいます。

一人一人の人間が持っている性には人の数だけバリエーションがあります。異性あるいは同性を好きになる人、どちらの性も好きになる人、また特定の誰かを好きにならない人もいます。自分のことを男性だと思ふ人、女性だと思ふ人、中性だと思ふ人、性別を決められたくないという人もいます。それぞれの人にとっての「自然」「当たり前」を、互いに受容し尊重し合うことが大切です。

すべての人が安心して生活し、活躍できる社会を実現するために、性的指向や性自認など、性のあり方の正しい理解を深め、性の多様性を尊重する社会を作っていきましょう。

本を売りつけたり、寄附金を強要したりする行為です。こうした行為は、同和地区出身者などに対する偏見を助長し、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。

●解決に向けて

同和問題を解決するためには、私たち一人一人が同和問題を自分の問題として受け止め、差別に関する正しい知識を持ち、問題点を理解することが

大切です。家庭や地域、職場で差別につながるような習慣や偏見、固定観念を持つていないかを問い直し、差別をなくす努力を続けていきましょう。

福岡県では昭和56（1981）年度から毎年7月を「同和問題啓発協調月間」と定め、県下一斉に各種の啓発行事を行い、差別をなくす取り組みを行っています。この機会に、自分には関係ない問題と考えるのではなく、自分のこととして、同和問題のことを考える時間を持つて

みませんか。

●同和問題啓発強調月間のお知らせ

○芦屋町人権講演会

▽とき 7月7日金・午後7時
～8時30分

▽ところ あしや夢リアホール
※詳しくは広報あしや7月号に
折り込んでいるチラシを見て
ください。

○人権パネル展示

▽とき 7月3日～31日
▽ところ 役場1階

○街頭啓発

▽とき 6月30日金・午後4時
30分から

▽ところ 正門通り商店街など
○福岡県人権講演会

▽とき 7月22日土・午後1時
30分から

▽ところ クローバープラザ
(春日市原町)

▽内容【講演】あたらしい部落
問題【講師】角岡伸彦さん
(フリーライター)

▽問い合わせ 社会教育係 (☎
223・3546)